

※掲載している情報は9月17日時点の情報です。
最新情報は防災無線、ホームページ、SNSなどをご確認ください。

令和7年8月豪雨に係る支援制度一覧

災害援護資金の貸付

問 福祉課 ☎0965-52-5852

世帯主の負傷または住家・家財に被害があった人に対して災害援護資金を貸付けます。
※罹災証明書の住家の被害の程度において「準半壊に至らない（一部損壊）」の人は対象となりません。
申請受付に向け調整中です。窓口の開設状況は町ホームページをご確認ください。

被災生活家電製品買替購入助成事業

問 地域振興課 ☎0965-62-2315

豪雨被害で被災した家電製品の買替に対して支援を行います。

- ▶ 対象の家電製品 ①冷蔵庫 ②洗濯機 ③エアコン（室外機を含む）
- ▶ 申請期間 令和8年3月27日（金）まで

申請にはり災証明が必要です。申請手続きなど詳細はホームページをご確認ください。



氷川町住宅リフォーム等促進事業

問 地域振興課 ☎0965-62-2315

住宅リフォームなどの工事を行う場合、その費用の20%（上限20万円）を補助します。
この事業は通常1回限りですが、8月豪雨で被害を受けた住宅は2回目を受けることができます。申請手続きなど詳細はホームページをご確認ください。

※助成を受ける場合、必ず工事着工前に申請書を地域振興課へご提出ください。



罹災・被災証明書の発行

問 企画財政課 ☎0965-52-5850

住家の被害を証明する「罹災証明書」、住家以外が被災したことを証明する「被災証明書」を発行しています。



各証明書の交付手数料の免除

問 町民課 ☎0965-52-5851

次の証明書などの交付手数料などを免除します。

- ・印鑑登録証の再交付
- ・印鑑登録証明書の交付
- ・住民票の写しの交付
- ・災害によりマイナンバーカードを紛失等した場合の、再交付手数料



被災した住宅の応急修理

問 建設下水道課 ☎0965-52-5862

災害により住居が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行います。

- ▶ 限度額（1世帯あたり） 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 739,000円
準半壊 358,000円

※罹災証明書の住家の被害の程度において「準半壊に至らない（一部損壊）」の人は対象となりません。



賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与

問 建設下水道課 ☎0965-52-5862

災害により住居が半壊以上の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない人に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ家賃無償で提供します。

※入居人数により家賃に上限があります。光熱水費などは入居者負担です。

罹災証明書の住家の被害の程度において「準半壊に至らない（一部損壊）」の人は対象となりません。



下水道使用料の減免

問 建設下水道課 ☎0965-52-5862

災害により住居が全壊・半壊・損壊などの被害を受けた人に対し、下水道使用料を減免します。



上水道使用料の減免

問 八代生活環境事務組合 ☎0965-62-2049

罹災証明書の交付を受けた人を対象に、上水道使用料を減免します。



LINEですぐ分かる!

最寄りの避難所



氷川町

LINE公式アカウント

LINEで友だち追加

ID: @hikawatown

氷川町 企画財政課 TEL.0965-52-5850

最新情報はホームページ・SNSをご確認ください!

町ホームページ▶



町公式LINE▶



町公式インスタグラム▶

